

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案要綱

第一 趣旨

この法律は、現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成二十四年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成二十三年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。 (第一条関係)

第二 受給者の責務

子ども手当の支給を受けた者は、これを子ども及び子育て家庭に資するよう用いなければならないものとする。 (第二条関係)

第三 定義

一 「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいうものとする。 (第三条第一項関係)

二 「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様

の事情にあつた者を含むものとする。 (第三条第二項関係)

三 「施設入所子ども」とは、次に掲げる子どもをいうものとする。 (第三条第三項関係)

(一) 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業 (以下「小規模住居型児童養育事業」という。) を行う者又は同法に規定する里親 (以下「里親」という。) に委託されている子ども (短期間の委託をされている者を除く。)

(二) 児童福祉法の規定により障害児施設給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設 (以下「知的障害児施設等」という。) に入所している子ども又は同法の規定により乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設 (以下「乳児院等」という。) に入所している子ども (当該知的障害児施設等及び乳児院等 (以下「児童福祉施設」という。) に通う者並びに短期間の入所をしている者を除く。)

(三) 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第百八十三号) 若しくは知的障害者福祉法 (昭和三十五年法

律第三十七号)の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、障害者自立支援法の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた身体障害者更生援護施設若しくは知的障害者援護施設(以下「旧身体障害者更生援護施設等」という。)又はのぞみの園に入所している子ども(短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

(四) 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の規定により救護施設若しくは更生施設に入所し、又は売春防止法(昭和三十一年法律第一百十八号)に規定する婦人保護施設に入所している子ども(短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

第四 子ども手当の支給

一 支給要件

(一) 子ども手当は、次のいずれかに該当する者に支給するものとする。 (第四条第一項関係)

イ 次の(1)又は(2)に掲げる子ども(以下「支給要件子ども」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件子どもに係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。 以下(一)において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所を有するもの

(1) 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子ども（施設入所等子どもを除く。一及び二において「中学校修了前の子ども」という。）

(2) 中学校修了前の子どもを含む二人以上の子ども（施設入所等子どもを除く。）

ロ 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件子どもと同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）

ハ のうち、当該支給要件子どもの生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件子どもの父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

ニ 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

二十三 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等子ども（以下「中学校修了前の施設入所等子ども」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等子どもが入所している児童福祉施設、障害者支援施設、旧身

体障害者更生援護施設等、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「児童福祉施設等」という。）の設置者

- (二) (一)イ又はロの場合において、父及び母並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすものとする。こと。（第四条第二項関係）

- (三) (二)にかかわらず、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該子どもと同居している場合（当該いずれか一の者が当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該子どもは、当該同居している父若しくは母又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすものとする。こと。（第四条第三項関係）

二 子ども手当の額

子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、(一)及び(二)に掲げる子ども

手当の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に定める額とすること。(第五条関係)

(一) 子ども手当(中学校修了前の子どもに係る部分に限る。) 一万五千円に三歳未満の子ども数を乗じて得た額、一万円に三歳以上小学校修了前の第一子及び第二子の子ども数を乗じて得た額、一万五千円に三歳以上小学校修了前の第三子以降の子ども数を乗じて得た額及び一万円に小学校修了後中学校修了前の子ども数を乗じて得た額を合算した額

(二) 子ども手当(中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。) 一万五千円に三歳に満たない施設入所等子ども数を乗じて得た額と、一万円に三歳以上中学校修了前の施設入所等子ども数を乗じて得た額とを合算した額

三 認定

(一) 子ども手当の支給要件に該当する者(一)イからハまでに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。) は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。) の認定を受けなければならないものとする。 (第六条第一項関係)

- (二) 子ども手当の支給要件に該当する者（一）（二）に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。
- 。は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める者の認定を受けなければならないものとする。こと。（

第六条第二項関係）

イ 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町

村長

ロ 里親 当該里親の住所地の市町村長

ハ 児童福祉施設等の設置者 当該児童福祉施設等の所在地の市町村長

四 支給及び支払

- (一) 市町村長は、三の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。

）に対し、子ども手当を支給するものとする。こと。（第七条第一項関係）

- (二) 子ども手当の支給は、受給資格者が三の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十

四年三月（同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を

支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わるものとする。 （第七条第二項関係）

- (三) 子ども手当は、平成二十四年二月に前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払うものとする。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。 （第七条第四項関係）

五 子ども手当の額の改定

子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額又は減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、増額の場合は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行い、減額の場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとする。 （第八条第一項及び第三項関係）

六 支給の制限等

支給の制限、未支払の子ども手当の支払、支払の調整及び不正利得の徴収について規定するものとする。 （第九条から第十三条まで関係）

七 受給権の保護

子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。 (第十四条関係)

八 公課の禁止

租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができないものとする。 (第十五条関係)

九 公務員に関する特例

公務員については、所属長が子ども手当を支給するものとする。 (第十六条関係)

第五 費用

一 子ども手当の支給に要する費用の負担

(一) 子ども手当の支給に要する費用 (第六の二により児童手当法 (昭和四十六年法律第七十三号) の規定により支給する児童手当又は同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。) については、国が負担するものとする。ただし、次に掲げる子ども

も手当の支給に要する費用は、それぞれ次に定める者が負担するものとする。 (第十七条第一項及び第二項関係)

イ 各省各庁の長又はその委任を受けた者が認定をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国

ロ 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県

ハ 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該市町村 (特別区を含む。以下同じ。)

(二) 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとする。 (第十七条第三項関係)

二 市町村に対する交付

(一) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、受給資格者等の区分に応じて定める割合に相当する額を交付するものとする。 (

第十八条第一項関係）

- (二) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付するものとする。こと。（第十八条第二項関係）

第六 児童手当法との関係

- 一 児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識

児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に関しては、児童手当等の額に相当する部分が同法の規定により支給する児童手当等であるという基本的認識の下に、第六に定めるところによるものとする。こと。（第十九条関係）

二 受給資格者における児童手当法の適用

- (一) 一般受給資格者のうち児童手当法の児童手当等の受給資格者（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者を含む。）に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当等の額（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者については、当該所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当等の額とする。）に相当する

部分を、同法の規定により支給する児童手当等とみなして、同法の一部の規定を適用するものとする
こと。（第二十条第一項及び第二項関係）

- (二) 特定一般受給資格者（第四の一(三)が適用されることにより第四の一(一)に掲げる者に該当することとなる父又は母としての一般受給資格者等をいう。）に支給する子ども手当（当該特定一般受給資格者に係る支給要件子どものうち中学校修了前の子どもに係る部分に限る。）については、当該子ども手当の額のうち当該特定一般受給資格者が児童手当法に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当等の額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当等とみなして、同法の一部の規定を適用するものとする。（第二十条第三項及び第四項関係）

- (三) 施設等受給資格者に支給する子ども手当（特定施設入所等子ども（父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない施設入所等子どもをいう。）を除く中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。）については、当該子ども手当の額のうち当該施設等受給資格者が児童手当法に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当等（特定施

設入所等子どもを除く中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。）の額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当等とみなして、同法の一部の規定を適用するものとする。

（第二十条第五項及び第六項関係）

三 平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の児童手当等の支給に係る特例

児童手当等の受給資格者は、平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなすものとする。 （第二十一条関係）

第七 交付金の交付

政府は、子ども手当の支給と相まって、子ども及び子育て家庭の支援に資するよう、市町村又は都道府県に対し、次に掲げる経費に充てるため、政令で定めるところにより、交付金を交付するものとする。

（第二十三条関係）

一 保育の実施への需要が増大している市町村における保育の事業の実施に要する経費

二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）に規定する市町村行動計画に基づく措置の

実施に要する経費

三 一及び二の経費のほか、子ども及び子育て家庭の支援のために市町村又は都道府県が実施する事業の実施に要する経費

第八 雑則

一 子ども手当に係る寄附

(一) 受給資格者が、子ども及び子育て家庭を支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、当該子ども手当の支払を受ける前に、当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わって受けることができるものとする。 (第二十四条第一

項関係)

(二) 市町村は、(一)により受けた寄附を、子ども及び子育て家庭を支援するために使用しなければならぬものとする。 (第二十四条第二項関係)

二 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等

(一) 市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、当該子ども手当の額の全部又は一部

を、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）に規定する学校給食費（二）において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴つて必要な費用又は児童福祉法の規定により徴収する費用（市町村の支弁とされている保育費用に限る。（三）において「保育料」という。）のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の子どもに関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該受給資格者に子ども手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができるものとすること。（第二十五条第一項関係）

（二）市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、当該子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食費、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する保育料その他これらに類する費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の子どもに関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該子ども手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができるものとする。

（第二十五条第二項関係）

（三）市町村長は、児童福祉法の規定により保育料を徴収する場合において、第四の三の認定を受けた受

給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、当該扶養義務者に子ども手当の支払をする際に保育料を徴収することができるものとする。 (第二十六条関係)

三 施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の子ども手当の取扱い

市町村長は、施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合においては、当該施設等受給資格者に委託され、又は入所している中学校修了前の施設入所等子どもに対し子ども手当を支払うものとする。この場合において、当該施設等受給資格者は、当該中学校修了前の施設入所等子どもが子ども手当として支払を受けた現金を保管することができるものとする。 (第二十七条関係)

四 時効等

時効、期間の計算、不服申立てと訴訟との関係、受給資格者の届出、市町村長の調査及び資料の提供等、公務員に子ども手当を支給する所属長の厚生労働大臣への報告並びに都道府県知事及び市町村長の厚生労働大臣への意見の申出について定めるものとする。 (第二十八条から第三十四条まで関係)

五 事務の区分

この法律（一から三まで及び四の厚生労働大臣への意見の申出を除く。）の規定により市町村が処理

することとされている事務（受給資格者が公務員である場合の所属長が行う認定等に関する事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する第一号法定受託事務とするものとする。
こと。（第三十五条関係）

六 厚生労働省令への委任

この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定めるものとする。（第三十六条関係）

七 罰則

偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとする。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法によるものとする。（第三十七条関係）

第九 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第十 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十三年十月一日から施行するものとする。ただし、四については、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 検討

(一) 政府は、平成二十四年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。その際、全国的連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置についてこれらの者の理解を得るよう努めるものとする。 (附則第二条第一項

関係)

(二) (一)の法制上の措置を講ずるに当たっては、当該給付を受けようとする者の所得の額が一定の基準を超える場合に当該給付を制限する措置について、当該基準について検討を加えた上で、平成二十四年六月分以降の給付から適用することとし、併せて当該制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措

置等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。こと。（附則第二条第二項関係）

三 経過措置及び関係法律の整備

施行日において第四の一の支給要件に該当する者が、子ども手当の支給を受けようとするときは、認定の請求をしなければならないが、その場合において施行日の属する月から子ども手当の支給を始めるものとする等、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第三条から附則第二十三条まで関係）

四 三に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。こと。（

附則第二十四条関係）